

令和5年1月30日

「平成27年3月期における会計処理」に対する本学の対応

国立大学法人岡山大学

監事による監査報告書及びあずさ監査法人による第18期監査結果概要報告書に記載されている平成27年3月期における会計処理について、本学において以下の対応を行いました。

令和4年6月から令和4年8月にかけて岡山大学学長選考・監察会議において審議し、これを踏まえ、岡山大学内部統制委員会の下に「治験等受託研究経費の適切な使用等に関する検討会」及び「懲戒等審査委員会」を設置しました。それぞれの会議で慎重な調査等を行った結果、治験等受託研究費において国立大学法人会計基準等の違反があったことを確認するとともに、再発防止策及び関係者の処分の必要性等について審議しました。その結果を踏まえ、令和5年1月11日開催の内部統制委員会において、本件事案に対する対応について以下のように決定しました。

この結果について、令和5年1月25日開催の学長選考・監察会議に報告を行い、本学の対応について審議・承認されました。

1. 本件事案発生原因及び再発防止策について

治験等受託研究費の適切な使用等に関する検討会において、本件事案発生の原因及び再発防止策について検討しました。

本件事案発生の原因は、治験等の受託研究終了後に生じた残額の取扱いに関するルールが明確に定められていなかったこと、治験経費を含む民間からの受託研究費の直接経費の用途等は公的研究費とは異なり、学内規定及び相手方との契約によって決定するものであるが、本学ではそれに対応する規定が存在していなかったことなどに原因があったことが明らかになりました。

これらの原因を踏まえた改善策として、治験管理経費の管理方法等に係るルールを新たに定めるとともに、学内の規程類を改正することで、治験経費を含む民間からの研究経費に係る全学的なルールの明確化を行います。また、これらのルールを学内に周知・徹底することで再発防止に取り組めます。

2. 本件事案の関係者に対する処分について

本件事案の関係者に対する処分について懲戒等審査委員会、内部統制委員会で審議を行い、上記で検証されたような規定等の不備等による内部環境的な要因も考慮の上、本件事案の関係者について必要な処分を行いました。